

公益社団法人埼玉県理学療法士会 学校保健・特別支援教育推進委員会 規程

令和2年9月23日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県理学療法士会（以下、本会）学校保健・特別支援教育推進委員会について必要な事項を定めるものとする。

(区別)

第2条 学校保健・特別支援教育推進委員会は特別委員会とする。

(構成)

第3条 学校保健・特別支援教育推進委員会は委員長、委員をもって構成する。

2 委員長は会長が任命する。

3 委員は委員長の選任ならびに埼玉県理学療法士会会員から公募により選出し、会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(職務)

第5条 委員会の職務は、以下の通りとする。

2 学校保健および特別支援教育に関する情報収集と集約をおこなう。

3 日本理学療法士協会学校保健委員会及び関連学会と連携し、情報共有を図る。

4 学校保健および特別支援教育に関する理学療法の普及・啓発を図る。

(開催)

第6条 委員会は必要に応じて委員長が招集し随時開催する。

(運営)

第7条 委員長は必要に応じて委員会を招集しその議長となる。

2 委員長は特に必要と認めた時は委員以外の者を出席させ意見を聞きまたは資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会を開催した場合は速やかに議事録を作成し本会理事会に報告する。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は理事会の決議を必要とする。

付則

この規定は令和 2 年 9 月 23 日から施行する。